

<撮影機材レンタル利用規約>

第1条 規約の適用

1. 本規約は、一般社団法人 デジタル情報記録管理協会(以下「当協会」という)が貸与する撮影機材を利用されるお客様(以下「お客様」という)との取引に関して適用するものとします。
2. お客様とは、本規約を承諾の上で当協会に対して本サービスの申込手続きを行い、当協会が本サービスの提供を適当と判断した個人または団体をいいます。

第2条 規約の変更・改訂

当協会は、本規約を必要に応じてお客様の承諾無く変更・改訂できるものとし、また本規約を補充する規約(以下「補充規約」という。)を定めることができます。本規約の改定または補充があった場合は、規約の改定、又はお客様に対して告知したときにその効力が生じるものとします。この場合、お客様は、改定後の規約及び補充規約に従うものとします。

第3条 本サービスについて

本サービスとは、以下に定められるサービスをいいます。

- ①弊社が用意した撮影機材を有償にて貸与すること。
- ②上記に付随する一切の業務並びに当協会が必要と認めて別途提供するサービス。

第4条 本サービスの変更

当協会は、必要に応じてお客様への事前の通知なくして、前条に定める本サービスにつき、変更、廃止することができるものとします。

第5条 利用許諾条件

1. 第3条①号規定の撮影機材のレンタルサービスに関しては、貸与中にお客様が記録された映像情報等の消失、不具合等に関しては、当協会では一切の保証は致しかねますので、お客様の責任により管理してください。

第6条 本サービス利用申し込みについて

1. 本サービスを利用する為には、本規約に同意した上で、当協会所定の方式による予約申込により申し込むものとします。
2. 本サービスの利用は、利用料のお支払いが完了した時点で、お客様が本規約に同意かつ申し込み手続きが完了したものとみなし、契約の効力が発生します。
3. 当協会は、前項の契約を締結したお客様に対して本サービスを提供します。

第7条 本サービス提供に関する規定

1. 貸与した撮影機材に関しては、レンタル時にお客様ご自身で動作確認を行ってください。動作確認時に、撮影機材に異常がみられた場合は、お客様の申し出により同等クラスの代替品を貸与致します。また、動作確認時に動作不可にかかわらず故障又は破損が認められた場合は、必ず当協会担当者にご連絡ください。ご連絡無い場合は、お客様の返却後に当協会にて発見した故障又は破損に関しては、お客様の実費負担となります。
2. 撮影機材の自然故障により動作できず、前項規定の代替品の貸与がおお客様の利用予定日時に間に合わない場合は、利用料を返金致しますが、自然故障以外の理由による場合は、当協会は一切の責任を負いません。
3. 前第1.項規定の動作確認後に発生した原因不明の撮影機材の不良または故障により、お客様が記録した映像情報等が滅失または破損した場合は、貸与料金を返金し、これをもって当協会の損害賠償責任は完了したとみなします。但し、お客様の故意過失により撮影機材の不良または故障を招いたと弊社が判断した場合は、利用料の返金を行いません。また映像情報等の滅失または破損以外のおお客様の損害に対しては、当協会は一切の責任を負いません。

第8条 貸与期間について

1. 貸与期間は、お客様が指定された期間とします。

第9条 お客様の連絡義務

本サービスを利用する上で、お客様は以下の場合に当協会への連絡義務を負います。

1. 貸与撮影機材の返却遅延
2. 貸与撮影機材の破損(連絡が無い場合は、修理代並びに当協会所定の手数料又は弁償金を請求します。)
3. 貸与撮影機材の盗難・紛失(連絡が無い場合は、返却予定時刻から連絡日までの延長料金、弁償金及び違約金を請求します。)

第10条 返却時の注意事項

1. 返却時に一部機材の返却忘れがあった場合は、延長料金が発生致します。
2. 返却後、貸与した撮影機材をお客様の故意過失により故障、汚損又は破損の原因となる環境下で使用されたと当協会が判断した場合は、修理代又は弁償金を請求させていただく場合があります。

第11条 返却予定時刻の延長

1. 貸与期間の延長には、延長料が発生致します。
2. 貸与撮影機材に関して、お客様から返却の見込みがないと当協会が判断した場合は、貸与延長料金並びに違約金とは別に弁償金が発生致します。
3. 前項の場合または度重なる督促にもかかわらず当協会からの請求金額の全部又は一部をお支払頂けない場合は、債権回収業者又は弁護士に貸与撮影機材の回収並びに請求金額の回収を依頼します。この場合の費用は、お客様のご負担となります。

第12条 個人情報の提出と取扱い

1. 撮影機材の貸与にあたっては、お客様から身分を証明する書類をご提示いただきます。
2. 身分を証明する書類の種類によっては、当協会からお客様の個人情報を証明する資料を複数ご提出いただく場合がございますので、ご了承ください。(団体の場合はご担当者の個人情報を証明する資料を提出)
3. お預かりした個人情報に関する資料は貸与時に複製し、本サービス終了後 1 か月程度当協会にて保管した後で廃棄いたします。
4. 前項規定の廃棄に関しては、いかなる証明やお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

第13条 保証及び損害賠償

1. 当協会は、弊社の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合は、お客様が当協会に支払った料金の範囲内で賠償するものとし、その他の場合には、本サービスの利用に起因して、直接的または間接的に生じたいかなる損害についても一切損害賠償はいたしません。
2. お客様が本サービスに関連して、故意又は過失によって当協会に損害を与えた場合は、相応の責任並びに債務を負うものとなります。
3. 弊社が貸与した撮影機材を利用してお客様が記録した映像情報等の消失または不具合に関しては、当協会は一切の責任を負いません。

4. 本サービス利用に関して、当協会が貸与した撮影機材の不具合によりお客様が負った前項以外の損害に関しては、当協会は一切の責任を負いません。

第14条 準拠法について

本規約及び規約に記載のない事項に関する準拠法は、日本法とします。

第15条 協議事項

本規約に定めのない事項及び利用契約に関してお客様と当協会との間で問題が生じた場合には、お客様と当協会とで誠意をもって協議するものとします。

第16条 合意管轄裁判所について

当協会とお客様との間で訴訟が生じた場合、当協会の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします

平成29年10月1日より本規約は有効となります。

一般社団法人 デジタル情報記録管理協会
〒615-0074 京都市右京区山ノ内苗町 8-1-706